

設 計	検 算	係 長	課長補佐	課 長

令和 8 年度

街 路 事 業

鴨部北城山線（第 1 工区）交差点修正設計委託業務 見積参考資料

- ・見積参考資料は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
- ・入札においては見積参考資料に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・見積参考資料に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業務場所	高知市	朝倉本町一丁目外	道 路 整 備 課
業務日数	150 日間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	

設計金額 円		業務委託理由	
内 訳	業務価格 円	本業務は、現在、暫定形で供用している鴨部北城山線（第 1 工区）の交差点を完成形とするために必要となる修正設計と関係機関協議を行うものである。	
	消費税及び地方消費税相当額 円		
業務請負対象金額 円		業務の概要	
消費税及び地方消費税相当額抜きの業務請負対象金額 円		鴨部北城山線（第 1 工区）	
摘 要		設計協議	
		打合せ（中間 1 回）	1 業務
		関係機関打合せ協議（2 回）	1 機関
		交差点修正設計	
		平面交差点詳細設計（予備設計あり）	1 ヶ所

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
設計業務					
設計協議					
設計協議					明細表 第1号
	式	1			
交差点修正設計					
平面交差点設計					明細表 第2号
	式	1			
直接経費					
旅費交通費率分					
	式	1			
電子成果品作成費					
	式	1			

委 託 費 内 訳 表

[illegible]

単価表 第 1号

打合せ

単価表

(1)

金額：

内容：中間打合せ:1 回

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1.5			人件費
技師(A)	人	1.5			人件費
技師(B)	人	1.5			人件費
	(	1	業務 当り		)
*** 施工条件 *** 中間打合せ回数 : 中間打合せ:1 回					

単価表 第 2号

関係機関打合せ協議

単価表

(1)

金額：

内容：2 回

1 機関 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1			人件費
技師(A)	人	1			人件費
	(	1	機関 当り		)
*** 施工条件 *** 関係機関打合せ回数 : 2 回					

単価表 第 3号

平面交差点詳細設計(予備設計あり)

単価表

(1)

金額：

内容：設計計画及び現地踏査あり

1 ケ所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	2			[1] 人件費
技師(A)	人	3.5			[1] 人件費
技師(B)	人	6.4			[1] 人件費
技師(C)	人	6.4			[1] 人件費
技術員	人	5.5			[1] 人件費
電子計算機使用料 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	ヶ所 当り		)
*** 施工条件 *** 設計計画及び現地踏査 : 設計計画及び現地踏査あり					

鴨部北城山線（第 1 工区）交差点修正設計委託業務 特記仕様書

第 1 条 適用

本仕様書は、高知市（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する「鴨部北城山線（第 1 工区）交差点修正設計委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第 2 条 目的

本業務は、現在、暫定形で供用している鴨部北城山線（第 1 工区）の交差点を完成形とするために必要となる修正設計と関係機関協議を行うものである。

対象の交差点は、鴨部北城山線（第 1 工区）と市道朝倉 11 号線との交差点である。当該交差点は、平成 20 年度の鴨部北城山線（第 1 工区）の工事完成から現在に至るまで暫定形で供用してきたが、令和 8 年度末の鴨部北城山線（第 2 工区）の完成に加え、接続する朝倉駅針木線（北工区）の交差点部の整備が令和 9 年度中に完了することで、鴨部北城山線の路線全体が完成することから、主道路を鴨部北城山線とする完成形へ整備するための修正設計を行うものである。

第 3 条 業務場所

高知市 朝倉本町一丁目外

第 4 条 業務内容

業務は、過年度に実施した道路詳細設計の成果図面と現在の暫定形とした工事の設計図面をもとに進めるが、複数年が経過し、交差点内に新規の市道が接続していること等から、現在の周辺状況を反映した交差点形状に修正し、道路法第 95 条の 2 に基づき、高知県公安委員会との打合せ協議を経て、工事発注に必要な設計図の作成や数量のとりまとめを行う。

（１） 設計協議

- ・ 打合せ（中間 1 回） 1 業務
- ・ 関係機関打合せ協議（2 回） 1 機関（高知県公安委員会）

（２） 交差点修正設計

- ・ 平面交差点詳細設計（予備設計あり） 1 ヶ所

第 5 条 管理技術者

1 管理技術者は、本業務の技術上の管理を行うに必要な能力及び経験を有し、かつ次のいずれかに該当する者とする。

- （１）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 建設部門で選択科目を「道路」とする。

イ 総合技術監理部門で選択科目を「建設で道路」とする。

(2) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「道路」とする。

(3) 建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「道路」とする。

2 管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。傷病、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、甲の了承を得なければならない。

第6条 照査技術者及び照査の実施

1 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

2 本業務における基本事項の照査は、「国土交通省大臣官房技術調査課監修 詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は高知県設計業務等共通仕様書第1108条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

3 詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互(設計図ー設計計算書間、設計図ー数量計算書間等)の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして分かりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査(以下「赤黄チェック」という。)を原則として実施するものとする。

なお、赤黄チェックの資料は、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

4 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を甲に提示するものとする。

第7条 打合せ等

打合せは、業務着手時、中間打合せ1回及び成果品納入時の合計3回とし、管理技術者と監督職員が行うものとする。

第8条 資料の貸与及び返却

貸与する関係資料は、以下のとおりとする。

(1) 鴨部北城山線(第1工区)道路詳細設計委託業務 成果図面(CADデータ)

(2) 鴨部北城山線舗装工事 設計図面(CADデータ)

その他、発注者が保有する資料等について、業務に必要と認められるものは貸与するが、

使用後は速やかに監督職員に返却すること。

第9条 成果品

提出する成果品は、下記のとおりとする。

- ・ 成果報告書（簡易製本版） 2部
- ・ 成果図面（縮小版A3サイズ） 2部
- ・ 電子媒体（CD-R）正副 各1部

第10条 法令等の遵守

本業務の履行に際しては、本業務特記仕様書、「高知県土木設計業務等共通仕様書」、「高知県測量業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された道路構造令、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第11条 疑義

本業務の履行に際しては、本業務契約書及び本業務特記仕様書等に定めなき事項が生じた場合は、甲乙協議により決定するものとする。

鴨部北城山線（第 1 工区）交差点修正設計委託業務 数量総括表

作業項目	規 格	数量	単位
設計業務			
設計協議			
打合せ	中間打合せ 1 回	1	業務
関係機関打合せ協議	2 回	1	機関
交差点修正設計			
平面交差点詳細設計	予備設計あり	1	ヶ所

位置図



詳細位置図

